

## 当事者に迫る —社会福祉学における司法福祉研究の寄与—

湯原 悦子  
日本福祉大学

### はじめに

介護殺人が社会問題の一つとして注目されるようになってから、いったいどれくらいが経つのだろう。今や全国民に占める高齢者の割合はおよそ3割、多くの市民が介護保険制度を利用するようになった。企業においては中堅どころの介護離職が問題になり、家族介護者を支える法制度の整備が強く要望されている。その一方で、介護殺人の事件は毎年、生じ続けている。私たちはこの現実をどのように受け止めればよいのだろうか。

### 1. 誰の視点に立った研究なのか

筆者が介護殺人についての研究を思い立ったのは大学院博士課程に入学したときである。この時、心のなかに一つの強い思いがあった。それは「当事者の声を聞きたい」である。修士時代、私は高齢者虐待を防ぐための支援のあり方に関する研究に取り組んでいたのだが、研究倫理上、虐待する者に直接インタビューをすることは難しく、やむなく虐待防止に取り組む支援者を対象に聞き取りを続けていた。しかしインタビューが進むにつれ、私は何とも言えない違和感を覚えるようになった。「(虐待の)当事者たちは、そう思っていないかも」と疑問を感じるが多々あったのである。もちろん、支援者は高齢者虐待を防ごうと全力を尽くしており、彼らの支援のおかげで被虐待者の安心と安全は護られていた。ただし、支援者の意識は被虐待者、そして「どうしたら暴力が止まるのか」に向いており、虐待をする者の人生や苦悩について心を寄せる者はほとんどいなかった。

高齢者虐待の被虐待者は要介護状態にあることが多い。虐待者のほとんどは日々、要介護者の介護を担っている家族介護者である。家族介護者の苦悩について、支援者は本当に把握できているのだろうか、支援者から話を聞けばきくほど私の疑問は大きくなっていった。

この疑問には私の成育歴が大きく影響している。私が育った家庭には2人の障害者がおり、介護は私の日常生活の一部となっていた。常に要介護者に気を配り、いつ終わるか分からない緊張の日々に疲れ果て、家から逃げ出したいと思ったことも一度や二度ではない。それでも、この思いを支援者に語ったことはなかった。別に彼らを信頼していなかったわけではない。単純に、聞かれなかったからである。

介護をする過程では、人に言えない苦悩が多々ある。大切な家族を虐待してしまうならば、きっとそれなりの事情がある。この事情を理解しなければ、本当の意味で虐待という社会問題を解決することはできない、私はそう考えた。しかし、支援者が家族介護者について把握

している事実は現実のごく一部にすぎない。では、どうしたら虐待した者の心情に迫ることができるのだろうか。悶々と悩んでいた時にふと頭に浮かんだのが、刑事事件の記録であった。法学部卒である私は、刑事事件の場合、警察での取り調べや検察での聞き取りが供述書という形で残されていることを知っていた。そこには被疑者が語る事件の動機のみならず、成育歴や現在の生活状況についても記載されている。これらの記録を丹念に調べることにより、虐待した者の心情に迫ることができるのではないか。その思いから始めたのが司法福祉の手法を用いた介護殺人事件の研究である。

## 2. 社会福祉学における司法福祉研究の寄与

介護殺人の加害者について、誤解を恐れずに言えば、大半は「いい人」である。まじめで一生懸命、自らの健康不安を抱えつつも当時、できる限りの介護を行おうと努力し、力尽きた人達であった。そんな彼らが傷害致死や殺人などの重大事件を起こしてしまう。司法は容赦なく「誰にも相談しなかったのは独りよがり」「他にとるべき道はあった」との評価を下す。客観的に見れば確かにその通りかもしれないが、当時、そんなことを考えられないほどに追い詰められてしまったからこそ、被告は事件に及んだのだ。すべて被告の落ち度なのか、そこに社会が解決すべき課題はないのだろうか。

私たち研究者には、この社会的課題を明らかにする責任がある。司法福祉においては、パールマンの問題解決アプローチに基づき、規範的解決（法的解決）を問題解決のプロセスと捉える視点がある。規範的解決のプロセスにおいて、研究者が被告とともに事件を振り返り、背景事情を十分に考慮したうえで、被告は何に対しどのような責任を取るべきかを示しつつ、被告自身の力ではどうしようもできなかった社会の課題について明らかにすることができれば、家族介護そのものが抱える問題点の克服、つまり実体的解決につながるのではないか。

介護殺人の事件で、被告が「何が自分に足りなかったのか、どうしたら事件を防げたのか、正直分からない」と述べることは多い。事件に至った背景を多角的に分析していくことは、被告一人では難しい。介護について知識を持つ者が関与し、被告と対話を繰り返してこそ、事実を明らかにし、真に解決すべき社会的課題を浮き彫りにしていくことができる。それを研究としてまとめ、社会福祉の支援に活かしていくことができれば、司法福祉がめざす規範的解決と実体的解決の調和が可能になる。

### おわりに

社会福祉が研究の対象とする者は社会的に弱い立場に置かれている場合が多々あり、困難を抱えていてもそれを他者に分かりやすく伝える言葉を持たない者が少なくない。生きづらさを抱える事象についても、当事者がその背景を整理して説明をすることは難しい。だからこそ、研究者が研究という手段を用いて、彼らの目に映っている社会のありようを明らかにしていくことが必要なのだと思う。

司法の世界では、様々な生きづらさを抱えた当事者が、次々と裁判という場に現れてくる。そこで彼らは何を語るのか。私たちの社会は何に取り組む必要があるのか。司法福祉研究が社会福祉学の発展に寄与できることは多いと感じている。

引用・参考文献

清水照美（1970）「老病心中の発生要件 ―ある囑託殺人事例を中心として」『大阪大学医療技術短期大学部研究紀要 自然科学・医療科学篇』3, pp.31-48.

山口幸男（1995）「第1章 司法福祉の発展」加藤幸雄、野田正人、赤羽忠之『司法福祉の焦点』ミネルヴァ書房, pp.2-18.

湯原悦子（2017）『介護殺人の予防 ―介護者支援の視点から』クレス出版

湯原悦子（2015）「介護殺人事件の裁判における社会福祉専門職の関与に関する研究」『社会福祉学』56(1), pp.116-127.